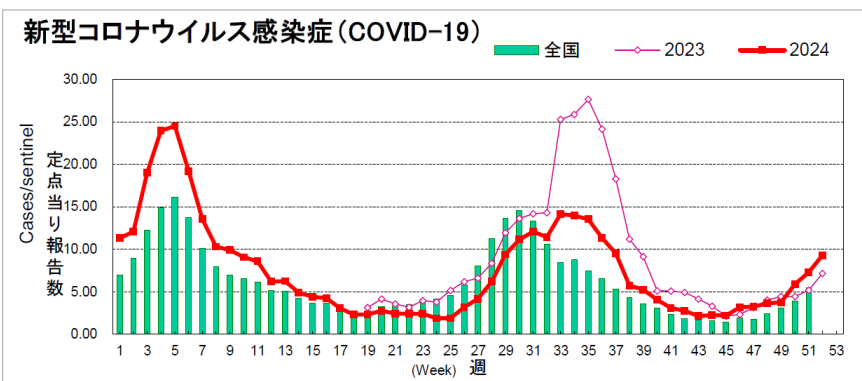


新型コロナウイルス感染症にご注意！

新型コロナウイルス感染症とは？

新型コロナウイルス（SARS-CoV2）による感染症です。

令和5年5月8日に「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に移行し、感染対策については個人や事業所の判断が基本となりました。



参考：福島県感染症動向調査

夏と冬に感染者が増加する傾向があるので、注意しましょう！！



感染リスク

感染経路は、エアロゾル感染・飛沫感染・接触感染の3つです。

ウイルスの排出期間には個人差がありますが、発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出しているといわれています。

特に発症後3日間は感染性ウイルスの排出量が非常に多く、他人に感染させるリスクが高いことから注意が必要です！



症状

主な症状は、発熱、咳、咽頭痛、頭痛、倦怠感などです。下痢、嘔吐、味覚障害、臭覚障害が起こることもあります。

感染後、罹患後症状（後遺症）としてさまざまな症状が見られることがあります。詳しくは裏面をご覧ください！



予防方法

新型コロナウイルス感染症には基本的な感染対策が有効です！

- 三密（密閉空間/密集場所密接場所）の回避
- 換気
- 手洗い/手指消毒
- マスク着用 等

罹患後症状（後遺症）

罹患後症状の程度には個人差があり、時間とともに改善する人もいますが、症状が悪化したり、改善するまでに時間がかかったりする人がいます。

症状が改善せず続く場合は、地域の医療機関を受診しましょう！



【罹患後症状の例】

疲労感、倦怠感、関節痛、筋肉痛、咳、息切れ、胸痛、記憶障害、集中力低下、頭痛、抑うつ、味覚障害、臭覚障害、動悸、下痢、腹痛、睡眠障害、筋力低下など・・・

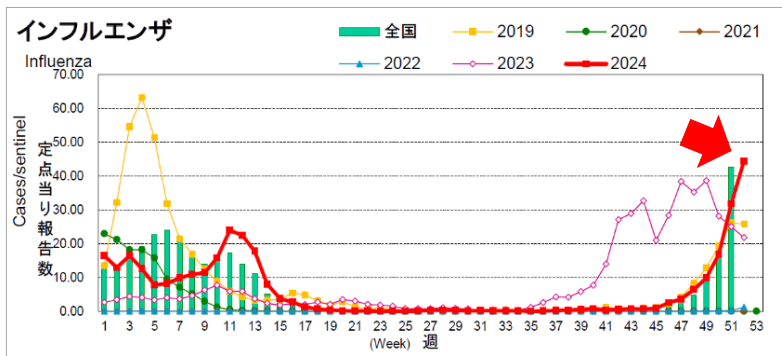


罹患後症状に悩む方の診療を行っている医療機関一覧です！
福島県ホームページにリンクしますので、ご覧ください。



インフルエンザ警報発令！

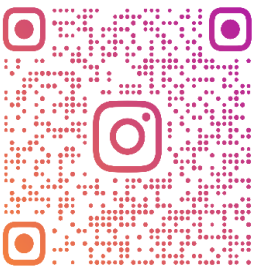
福島県では、令和6年第51週の定点当たりの報告数が「**31.80**」となり、警報レベルの30を超えました。第52週には「**44.35**」となり、感染拡大が続いています。（福島県において定点当たりの報告数が40を超えたのは2019年以来）



参考：福島県感染症動向調査

新型コロナウイルス感染症と同様、基本的な感染対策が有効ですので、感染対策に努めましょう。

**発熱や咳などの症状が見られた場合は、
地域の医療機関を受診しましょう！！**



KENPOKU.KANSEN

感染症情報を
発信しています
ぜひ、フォロー
してください☆

発行日：令和7年1月15日

発行元：福島県県北保健所医療薬事課

住所 〒960-8012 福島市御山町8-30

電話 024-534-4108

ホームページ：検索キーワード

県北保健所

